行田市乗合型ＡＩオンデマンド交通愛称募集要項

１　目的

　行田市の鉄道や路線バス、市内循環バスを補完するために令和７年１月から「行田市乗合型ＡＩオンデマンド交通」（以下、行田市オンデマンド交通という。）の運行を開始します。

　年齢や障害の有無にかかわらず市民の方どなたでも利用できるこの行田市オンデマンド交通が、市民に広く親しまれ、長く愛される交通インフラとなるよう、愛称を募集します。

２　応募資格

　年齢、居住地を問わず、どなたでも応募可能です。ただし、満１８歳未満の方は、保護者の同意を得た上で応募してください。また、個人での応募に限ります。

３　募集期間

　令和６年８月１９日（月）～９月１６日（月）

４　応募作品の規定

　・覚えやすく、親しみやすいものであること

　・応募者の創作による未発表のものであること

　・第三者の著作権、商標権などの知的財産権を侵害しないもの

　・公序良俗に反しないもの

５　応募方法

　別紙の応募用紙に、名称及び名称の説明に加え、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を記載し、次のいずれかの方法により応募してください。

⑴行田市電子申請・届出サービス

⑵行田市公式ライン

⑶郵送

⑷電子メール

⑸市役所本庁舎、支所、児童交通公園内管理棟、中央公民館、各地域公民会に設置する応募箱への投函

６　応募条件

⑴入選作品の著作権、商標権その他一切の権利は、行田市に帰属するものとします。

⑵採用後に、第三者の権利侵害などの事実が判明した場合、または第三者の権利を侵害するおそれがあると認められる場合は、採用を取り消す可能性があります。

⑶応募に係る費用は、応募者の負担とします。

⑷必要事項の記載がない場合は、応募を無効とします。

⑸入選作品は、行田市オンデマンド交通の運行や広報等に広く使用します。

⑹募集に伴い収集した個人情報は、本事業以外には使用しません。ただし、入選者の氏名、住所のうち市町村名（行田市民の場合は町名等）、年齢については、公表します。

⑺個人情報の取り扱いについては、応募の時点で、応募者の同意を得られたものとします。

７　選定方法

⑴一次審査

　市職員で構成する行田市乗合型ＡＩオンデマンド交通愛称選定委員会において、愛称候補作品を選定します。

⑵二次審査

　一次審査により選定された愛称候補作品について、市公式ＳＮＳを通じた投票により、最も投票数の多い作品を最優秀賞として選定します。なお、投票の結果、同点の場合、又は同一名称の応募が複数あった場合は、抽選により決定します。

８　選定結果の発表

　最優秀賞の作者本人に通知するとともに、市報や市ホームページなどで発表します。

９　賞及び記念品

　最優秀賞　１点

　記念品　１万円相当の行田市特産品

行田市オンデマンド交通の運行開始セレモニーにおいて表彰及び記念品の贈呈式を予定

１０　問い合わせ・応募先

　埼玉県行田市市民生活部交通対策課　地域交通担当

　〒３６１－８６０１　埼玉県行田市本丸２－５

　電話番号　０４８－５５６－１１１１　内線２８４

　電子メール　koutsu@city.gyoda.lg.jp

別紙

**行田市乗合型ＡＩオンデマンド交通愛称応募用紙**

|  |  |
| --- | --- |
| 愛　称 |  |
| 愛称の説明 |  |

【応募者情報】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| お名前 | （ふりがな） | 年齢 | 　　　　歳 |
|  |
| ご住所 | 〒　　　－　　　　 |
| 電話番号 |  |
| ※連絡のつきやすい電話番号を記入してください |

【応募に関する条件・個人情報の取り扱いについて】

⑴入選作品の著作権、商標権その他一切の権利は、行田市に帰属するものとします。

⑵採用後に、第三者の権利侵害などの事実が判明した場合、または第三者の権利を侵害するおそれがあると認められる場合は、採用を取り消す可能性があります。

⑶応募に係る費用は、応募者の負担とします。

⑷必要事項の記載がない場合は、応募を無効とします。

⑸入選作品は、行田市オンデマンド交通の運行や広報等に広く使用します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務局処理欄 |  |  |

⑹募集に伴い収集した個人情報は、本事業以外には使用しません。ただし、入選者の氏名、住所のうち市町村名（行田市民の場合は町名等）、年齢については、公表します。

⑺個人情報の取り扱いについては、応募の時点で、応募者の同意を得られたものとします。